

指定居宅介護支援事業者による介護予防支援についての留意点

令和6年6月

令和6年7月12日改正

1 指定を受けるにあたっての留意点

- (1) 要支援のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定を受けて実施できるのは、「介護予防支援」のみです。「介護予防ケアマネジメント」は実施できません。
- (2) 指定を受けた指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けて「介護予防支援」「介護予防ケアマネジメント」を実施することは可能です。
- (3) 事業の開始には、利用者との契約及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出が必要です。契約は2者契約を基本とし、担当する地域包括支援センターには、対象者ごとに契約をする旨の連絡をお願いします。なお、介護予防ケアマネジメントに切り替えることとなった場合に備え、指定居宅介護支援事業者と担当する地域包括支援センターとの契約を済ませおくことを推奨します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者が行う支援内容が、「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」になった場合は、地域包括支援センターによる介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書が必要です。
- (5) 担当できる要支援者は、指定を受けた市町村の住民に限定されます。そのため、他市町村の要支援者の介護予防支援を担当する際は、その市町村の指定を受ける必要があります。なお、他市町村の地域包括支援センターから委託を受けて、その市町村の要支援者を担当することは可能です。
- (6) 介護予防支援の指定は、介護保険法第115条の22第4項に「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあります。本市においては、専門家や市民代表で構成される「介護保険運営協議会」が担っています。指定申請後、「介護保険運営協議会」における承認後、指定を行う予定です。しかし、本協議会は不定期開催であるため、指定申請から指定を受けるまでに相当の期間を要することとなりますので、事業の開始においては、ご注意ください。

2 指定を受けた後、すでに地域包括支援センターから委託を受けて担当している利用者を移行する場合の取り扱い

- (1) 移行することが決まり次第、担当する地域包括支援センターにその旨連絡してください。
- (2) ケアプランの作成について、下記条件を満たす場合は、「軽微な変更」として取り扱うことを可とします。ただし、その場合は、初回加算は算定不可とします。
- ①利用者等の心身状況・環境に変化がなく、ケアプランの内容に変更がないこと
 - ②担当する介護支援専門員に変更がないこと
 - ③契約の変更等、移行に関して利用者・家族が同意していること
- (3) 介護予防サービス・支援計画書の「地域包括支援センター意見」欄は、委託を受けている場合のみ必須とします。

(問い合わせ先)

〒816-8510

大野城市曙町 2-2-1

大野城市 介護支援課 事業所指定指導担当

電話 092-580-1916 FAX 092-573-8083